諮問番号：令和６年度諮問第１号

答申番号：令和６年度答申第４号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対し、令和３年８月２０日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第２６条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人

　　「新型コロナウイルス」の影響により一時的に収入が増えた（「特別賞与」「特別勤務手当」「代理勤務による給与」）ことによる「恒常的な増加」の判断は不当である。また、「市民税・府民税の納税決定」「〇〇〇国民健康保険料決定」も不当である。

以上のことから、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）処分庁は、令和３年８月２０日付けで、審査請求人に対し、審査請求人の就労収入の恒常的な増加により、世帯の最低生活費と収入を比較すれば、以後、特別な事由がない限り保護を再開する必要がないと認められることから、同月１日以降保護を廃止する本件処分を行ったことが認められる。

審査請求人は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に収入が増えたことによる「恒常的な増加」の判断は不当である旨主張する。

（２）生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第１０のとおり、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、次官通知第８によって認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定することとされている。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第１０の２（１）のとおり、保護の要否の判定は原則としてその判定を行う日の属する月までの３か月間の平均収入充当額（以下「平均収入充当額」という。）に基づいて行うこととされている。

さらに、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第１０問１２答は、法第２６条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準を示しており、当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるときは、保護を廃止すべき場合であるとされている。

本件についてみると、本件処分時における審査請求人の最低生活費は、１３０，３４５円であることが認められる。

また、要否判定上の審査請求人の令和３年６月分の保護費に係る収入充当額は８０，４９９円であること、審査請求人の同年７月分の保護費に係る収入充当額は１３９，９０１円であること、審査請求人の同年８月分の保護費に係る収入充当額は１７６，８４８円であることが認められる。これらのことからすると、審査請求人に係る平均収入充当額は１３２，４１６円であり、最低生活費を上回っていることが認められる。

さらに、令和３年７月７日に、審査請求人は、処分庁に対し、現金及び預貯金が６６６，３５８円である旨申告したことが認められる。

そして、処分庁は、①審査請求人が３年以上Ａ〔施設〕で就労しており、審査請求人の収入が安定していること、②〔医療機関を受診した場合の〕本人支払額が大きく、審査請求人に経済的な負担が生じること、③審査請求人に預貯金、賞与及び特別勤務手当があること等を考慮した上で、組織的な検討を行い、本件処分を行ったことが認められる。

このように、審査請求人の平均収入充当額が審査請求人の最低生活費を上回っていること、審査請求人の毎月の収入や預貯金等の資産状況が安定していること等を踏まえると、以後特別な事由が生じないかぎり、審査請求人の保護を再開する必要性は認められず、課長通知第１０問１２答に照らし、審査請求人の保護を廃止した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（３）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、市民税、府民税及び国民健康保険料の決定についても不当である旨主張するが、法に基づく保護の決定及び実施に関する処分に対する事項ではないことから、当審査庁の判断外事項である。

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和６年４月３０日　　諮問書の受領

令和６年５月　１日　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：５月１４日

口頭意見陳述申立期限：５月１４日

　令和６年５月２４日　　第１回審議

　令和６年６月２１日　　第２回審議

令和６年７月１９日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。

（３）法第２６条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と定めている。

（４）次官通知第８の２は、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前３箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（５）次官通知第１０は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第８によって認定した収入（中略）との対比によって決定すること。また、保護の種類は、その収入充当額を、原則として、第１に衣食等の生活費に、第２に住宅費に、第３に教育費及び高等学校等への就学に必要な経費に、以下介護、医療、出産、生業（中略）、葬祭に必要な経費の順に充当させ、その不足する費用に対応してこれを定めること。」と記している。

（６）局長通知第１０の２（１）は、「保護の要否の判定は原則としてその判定を行なう日の属する月までの３箇月間の平均収入充当額に基づいて行なうこととする。（後略）」と記している。

　　　なお、局長通知は、処理基準である。

（７）課長通知第１０問６答は、保護受給中の者の保護の要否判定について、「保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基いて認定した最低生活費と収入充当額（中略）との対比によって判定するものであること。」と記している。

　　　なお、課長通知は処理基準である。

（８）課長通知第１０問１２答は、「被保護者が保護を要しなくなったときには、法第２６条の規定により保護の停止又は廃止を行なうこととなるが、保護を停止すべき場合又は廃止すべき場合は、原則として、次によられたい。」とし、１（２）において、保護を停止すべき場合として、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」と、２（１）において、保護を廃止すべき場合として、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）等によれば、以下の事実が認められる。

（１）処分庁は、平成２８年９月９日付けで、審査請求人に対し、法による保護を開始した。

（２）審査請求人は、平成３０年４月から３年以上Ａ施設で就労している。

給与支給明細書によれば、Ａ施設から審査請求人に対し、少なくとも令和２年９月以降は毎月１００，０００円を超える基本給等に加え、随時、賞与や特別勤務手当が支給されている。

（３）審査請求人は、令和３年３月にＡ施設から「特別賞与」として１６９，　　０００円の支給を受けた。処分庁は、同年２月から４月までの保護要否判定を行ったところ、平均収入充当額が最低生活費を上回ったため、同年４月１４日付けで、同年４月１日から同年６月３０日まで保護を停止する処分を行った。なお、当該処分に係る通知書の「理由」の欄には、「あなたの臨時的な収入の増加（就労先からの賞与）により、世帯の最低生活費と収入を比較すれば一時的に保護を要しないと認められるため（後略）」と記載されている。

（４）令和３年７月７日、審査請求人は、処分庁に対し、現金及び預貯金が計６６６，３５８円ある旨を申告した。

（５）令和３年８月２０日、処分庁は、ケース診断会議を開催し、審査請求人に係る保護の廃止について検討した。その結果、①令和３年４月分から７月分までの給与支給明細書から保護要否判定を行ったところ、平均収入充当額が最低生活費を上回っていること、②〔保護費が減額された際に医療機関を受診した場合〕本人支払額が大きいこと、③最低生活費５か月分に相当する預貯金があること、④同一勤務先に３年以上勤務しており収入が安定していること等から、自立は可能と判断し、審査請求人に説明の上、令和３年８月１日以降保護を廃止することを決定した。

なお、処分庁が作成した保護要否判定書における審査請求人の上記①の収入等の状況は次表のとおりである。

（単位：円）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 稼働収入  （給与総支給額） | 収入充当額  A | 最低生活費  B | 保護費  C＝B-A | 保護要否  判定 |
| 4月分給与  （5月保護費） | 123,040 | 96,999 | 130,345  （国民  健康保険料13,465を含む） | 33,346 | 要 |
| 5月分給与  （6月保護費） | 105,240 | 80,499 | 49,846 | 要 |
| 6月分給与  （7月保護費） | 171,900  (賞与31,000を  含む) | 139,901 | ▲9,556 | 否 |
| 7月分給与  （8月保護費） | 232,980  (特別勤務手当120,000を含む) | 176,848 | ▲46,503 | 否 |

（６）令和３年８月２０日付けで、処分庁は本件処分を行った。本件処分に係る決定通知書の「理由」の欄には「（前略）就労収入の恒常的な増加により、世帯の最低生活費と収入を比較すれば、以後、特別な事由がない限り保護を再開する必要がないと認められるため（後略）」と記載されている。

（７）令和３年９月８日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）処分庁は、令和３年８月２０日付けで、審査請求人に対し、就労収入の恒常的な増加により、世帯の最低生活費と収入を比較すれば、以後特別な事由がない限り、保護を再開する必要がないと認められるとして本件処分を行ったことが認められる。

審査請求人は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に収入が増えたことによる「恒常的な増加」の判断は不当である旨主張する。

（２）保護の決定及び変更に係る事務は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たり、次のとおり、よるべき処理基準を定めている。

具体的には、次官通知第１０において、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定すること、局長通知第１０の２（１）において、保護の要否の判定は、原則として平均収入充当額に基づいて行うこと、課長通知第１０問１２答において、法第２６条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準として、２（１）において、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。」は保護を廃止すべきこととされている。

（３）以下検討すると、処分庁は、審査請求人に対し、前記２（３）のとおり、審査請求人が申告した令和３年２月から同年４月までの収入と最低生活費を比した結果、平均収入充当額が最低生活費を上回っているとして、課長通知第１０問１２答１（２）に基づき、令和３年４月１日から同年６月３０日まで保護を停止する処分を行ったことが認められる。

その後、前記２（５）のとおり、本件処分時における審査請求人の最低生活費は１３０，３４５円であるところ、収入充当額は、賞与や特別勤務手当の支給があったことから、令和３年５月給与分が８０，４９９円、同年６月給与分が１３９，９０１円、同年７月給与分が１７６，８４８円となっており、当該３か月間の平均収入充当額は１３２，４１６円と、最低生活費を上回っていたことが認められる。

　また、処分庁は、審査請求人について、保護費の減額調整がなされ医療機関を受診した場合の本人支払額が大きいこと、現金及び預貯金の額が最低生活費の概ね５か月分に相当する６６６，３５８円であること、同一勤務先に３年以上勤務しており収入が安定していることを総合的に考慮した上で、組織的な検討を行い、本件処分を行ったことが認められる。

このように、審査請求人の平均収入充当額が最低生活費を上回っていること、毎月の収入や預貯金等の資産状況が安定していること等を踏まえると、以後特別な事由が生じない限り、審査請求人の保護を再開する必要性は認められず、課長通知第１０問１２答２（１）に該当するとして審査請求人の保護を廃止した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

（４）なお、審査請求人は、市民税、府民税及び国民健康保険料の決定についても不当である旨主張する。そのような主張は、本件処分の取消しが認められることを前提とするものと解されるところ（地方税法第２４条の５第１項第１号・第２９５条第１項第１号、及び、国民健康保険法第６条第９号参照）、そのような前提を欠くことは前期（３）で述べたとおりである。

（５）以上のことから、本件処分について違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は棄却すべきである。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）一高　龍司

委員　　　　　渋谷　麻衣子

委員　　　　　西上　　治